

社会福祉法人法光会

役員及び評議員の報酬並びに費用支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人法光会(以下「法人」という。)定款第8条並びに第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬、費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、下記の通りとする。

- (1) 役員とは、理事並びに監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(報酬の支給)

第3条 法事は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給する。但し、役員等が職員である場合は、これを支給しない。

- 1 前項の報酬額は評議員会において定める。
- 2 報酬の額は、1回の会議出席につき3,000円とする。
- 3 支給の方法は、基本的には年度末に一括して支給する。

(費用の支給)

第4条 法人は、役員等が法人の業務、研修等で出張した時は、当法人の旅費規程を適用し費用を支払う。

(改正)

第5条 この規程の改正は、理事会の議決をへて評議員会で決定する。

附則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。